

長崎国際大学 公的研究費等に関する不正防止計画

(制定 平成 27 年 3 月 18 日)

長崎国際大学（以下「本学」という）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）に基づき「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」を策定し、平成 26 年 1 月 1 日より施行している。その後、平成 26 年 2 月 18 日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）文部科学大臣決定」の改正が行われたことから、それを踏まえて、不正を発生させる要因とその要因に対応する防止計画を以下のとおり定めるものとする。

なお、運営・管理に関わる責任体系については、「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」によるものとする。

【不正防止計画】

区分	不正発生要因(リスク)	防止計画
(1) 責任体制の明確化	不正防止対策に関しての管理・運営管理者の役割・責任の所在・範囲と権限体制が不明確及び不正防止に対する教職員の認識の低下が要因となる場合がある。	責任体制を機関内外に対し、ホームページ等で周知・公表する。 学内科研費説明会及び全学FD研修会において不正防止に対する意識向上を図る。
(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備	コンプライアンスに対する認識が低い。 研究費が税金によってまかなわれていることに対する認識が低い。	行動規範の周知徹底を図り、倫理教育を定期的実施し、意識の向上を促す。 研究費を適切に使用する旨の誓約書を提出させる。
(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正防止計画を策定・実行したにもかかわらず、不正事案が発生した場合等。	不正事案の具体的な要因について、再発防止策を検討し、不正防止計画に追加する。

(公的研究費等に関する不正防止計画)

(4) 研究費の適正な運営・管理活動	予算執行状況が適切に把握されず、予算執行が特定の時期(年度末等)に偏る事態。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を実施し、必要に応じ改善を求める。
	発注段階での財源が特定されていない場合がある。	執行状況を把握するために発注段階で財源の特定を徹底するように説明等で指導する。
	取引業者との癒着が不正な取引に発展する可能性がある。	取引業者から不正経理等に協力しない旨の誓約書を提出させる。
	出張等の事実確認が不十分となって、カラ出張や水増し請求の発生を防止できない場合。	出張については、復命書及び領収書等の事実を証明するものの提出させ、必要に応じ債務内容の確認など取引状況のチェックを行う。 不正な取引を行った業者については、取引停止とすることにより、他業者への注意喚起を促す。 復命書には用務先や相手先名を記載させ、出張等事実確認ができるようにする。 架空伝票等の作成依頼があった場合には、直ちに本学の通報窓口へ通報することを要請する。
	研究者発注物品の検収確認が不十分となって、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない場合。	発注するすべての物品購入について、検収担当者による納品事実の確認を行なう。
	雇用契約者等の勤務時間管理が厳密に行われず、また、勤務実態の確認も行われずに、カラ謝金が防止できない場合。	謝金支出の必要性、実施の事実確認を徹底する。(モニタリング・チェックシート) 出勤簿は原則事務室に置き、出勤時に本人に押印させるなど事実確認は雇用依頼者と事務職員で行う。 無作為抽出による事実確認を行う。

(公的研究費等に関する不正防止計画)

<p>(5) 情報の伝達を確保する体制の確立</p>	<p>通報窓口の周知が不徹底となつて、不正が潜在化する可能性がある。</p>	<p>通報窓口を大学事務局長とし、その旨、学内外にホームページ等により周知・公表する。</p>
<p>(6) モニタリングの充実</p>	<p>不正防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングは定期的に行はれているが、臨時的には行はれていない。 (リスクアプローチ監査の実施)</p>	<p>内部監査によるヒアリングを定期的、臨時的に実施し、不正要因となる乖離を把握し使用ルールを見直す体制を作る。 内部監査、監事監査等において監査結果を不正防止計画の改善に活用する。</p>